平成35年 国民体育大会・ 全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会

第3回準備委員会





平成27年10月15日(木) グランデはがくれ フラワーホールBC

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 第3回準備委員会 式次第

日 時: 平成27年10月15日(木)9:30~

場 所: グランデはがくれ フラワーホール BC

- 1 開 会
- 2 副会長あいさつ
- 3 議 事
- (1)報告事項
 - ① 役員、委員の変更について
- (2)審議事項
 - ① 第1号議案 基本構想(案)について
 - ② 第2号議案 県準備委員会会則の改正について
- (3) その他
- 4 閉 会

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 第3回準備委員会 資料目次

म	7成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 第3回準備委員会 式次第 ・・・ 2
「新	8告事項】 役員、委員の変更について ・・・・・・・・・・・・・・ 4
	『議事項】 『1号議案)
0	基本構想(案)について・・・・・・・・・・・別添「資料2」
(第	52号議案)
0	県準備委員会会則の改正について ・・・・・・・・・・ 5
•	考資料》平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 会則(現行)・・・・・ 18平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 委員名簿・・・・・ 21
	 略語一覧 ○ 国民体育大会

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 役員、委員の変更について

平成27年7月10日から平成27年10月14日までの間における役員、委員の変更については次のとおりであるので報告する。

(敬称略)

準備委員会 役職	所属機関・団体および役職	新任者 (選任された日)	前任者
副会長	県市長会会長	秀島 敏行 (H27年8月18日)	横尾 俊彦

県準備委員会会則の改正について

【改正理由】

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の基本構想策定後、両大会に 関係のある"すべての団体をメンバーとした"県準備委員会組織に拡大して本格 的な準備に入りたい。

【主な改正点】

- 〇 準備委員会に、総会、常任委員会、専門委員会を設置する。
- 〇 準備委員会に、顧問及び参与を置く。

「平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則」改正案・新旧対照表

現 行	改 正 案
(事業)	(事業)
第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。	第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定	(1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
	(2) 大会における実施競技及び会場地の選定【追加】
	(3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定 【追加】
(2) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定	<u>(4)</u> 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定【修正】
(3) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整	<u>(5)</u> 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整【修正】
<u>(4)</u> その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること	<u>(6)</u> その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること
	【修正】
(組織)	(組織)
第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が	第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が
委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。	委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。
(1) 県、市町の代表者及びその他役職員	(1) 県、市町の代表者及びその他役職員
	(2) 県及び市町の議会の議員 【追加】
(2) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員	(3)大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員【修正】
(3) その他大会開催の準備に関係のある者	(4) その他大会開催の準備に関係のある者【修正】
2 会長及び委員は、無報酬とする。	2 会長及び委員は、無報酬とする。
(役員)	(役員)
第5条 準備委員会に、次の役員を置く。	第5条準備委員会に、次の役員を置く。
(1) 会長 1名	(1) 会長 1名
(2)副会長 <u>5</u> 名以内	(2)副会長 <u>10</u> 名以内【修正】
	(3) 常任委員 40名以内【追加】
(3) 監事 3名以内	(4) 監事 3名以内【修正】
(役員の選任)	(役員の選任)
第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。	第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。
2 副会長及び <u>監事</u> は、 <u>会議</u> において委員のうちから選任する。	2 副会長及び <u>常任委員</u> は、 <u>総会</u> において委員のうちから選任する。【修

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。【削除】

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>はその職務を代理</u> <u>し</u>、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を 行う。
- <u>3</u> 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を会議に報告する。

(任期)

- 第8条 <u>会長、委員</u>の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、<u>委員</u>が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その<u>委員</u>は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により<u>会長、委員</u>の変更があったときは、その 内容を次の会議において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び<u>監事</u>の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>委員</u>」とあるのは「副会長及び<u>監事</u>」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

正】

- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。【修正】
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。【追加】

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、<u>又は</u>会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。【修正】
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項に ついて審議する。【追加】
- 4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。【修正】

(任期)

- 第8条 <u>委員及び監事</u>の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が 達成されたときまでとする。ただし、<u>委員及び監事</u>が就任時の所属機 関・団体の役職を離れたときは、その<u>委員及び監事</u>は辞任したものと みなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により<u>委員及び監事</u>の変更があったときは、そ の内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び<u>常任委員</u>の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>委員及び監事</u>」とあるのは「副会長及び<u>常任委員</u>」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。【以上全て修正】

(顧問及び参与)

- 第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言

	<u>を行う。</u>
	4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言
	<u>を行う。</u>
	5 顧問及び参与は、無報酬とする。
	6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用
	する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるの
	は「顧問及び参与」と読み替えるものとする。【以上全て追加】
	(会議の種類)
	第10条 準備委員会に次の会議を置く。
	_(1)総会
	(2) 常任委員会
	(3) 専門委員会【以上全て追加】
(会議)	(総会)
第9条 会議は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務	第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。【追加】
める。	2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
	【修正】
2 会議は、次に掲げる事項について議決する。	3 総会は、次に掲げる事項について議決する。【修正】
(1) 大会の基本構想に関する事項	(1) 大会の基本構想に関する事項
(2) 会則の制定及び改廃に関する事項	(2)会則の制定及び改廃に関する事項
(3) 事業計画及び事業報告に関する事項	(3) 事業計画及び事業報告に関する事項
(4) 収支予算及び収支決算に関する事項	(4) 収支予算及び収支決算に関する事項
	(5) 常任委員会に委任する事項に関する事項【追加】
(5) 準備委員会の解散に関する事項	(6) 準備委員会の解散に関する事項【修正】
(6) その他準備委員会の運営に関する重要な事項	(7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項【修正】
3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはで	4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはで
きない。	
4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、	<u>5</u> 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、
——— 議長の決するところによる。	
<u>5</u> 会議に出席することができない委員は、 <u>電子媒体を通じて参加がで</u>	<u>6</u> 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行

きるほか、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。	使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、 当該委員は、出席したものとみなす。【修正】
(書面表決等) 第10条 議決すべき事項について、委員の全員が電子メール又は書面 により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決が あったものとみなす。【削除】	
	 (常任委員会) 第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。 2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。 3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。 4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。 (1)総会から委任された事項 (2)専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項 (3)総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項 (4)その他委員長が必要と認める事項 5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。 6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。【以上全て追加】
	(専門委員会) 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、ま たは委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなけれ ばならない。

	3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場
	合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準
	備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
	4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任
	<u>委員会に諮り、会長が別に定める。</u> 【以上全て追加】
(会長の専決)	(会長の専決)
第11条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕が	第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕が
ないと認めるとき、または <u>会議</u> の権限に属する事項で軽易なものにつ	ないと認めるとき、または <u>総会</u> の権限に属する事項で軽易なものにつ
いては、これを専決することができる。	いては、これを専決することができる。
2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次	2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次
の <u>会議</u> において報告し、承認を得なければならない。	の <u>総会</u> において報告し、承認を得なければならない。【以上全て修正】
(事務局)	(事務局)
第12条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・ス	第 <u>15</u> 条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・ス
ポーツ部スポーツ課内に置く。	ポーツ部スポーツ課内に置く。【修正】
2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。	2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。
(経費)	(経費)
第13条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の	第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の
収入をもって充てる。	収入をもって充てる。【修正】
(事業計画及び予算)	(事業計画及び予算)
第14条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始	第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始
前に <u>会議</u> の議決を得なければならない。	前に <u>総会</u> の議決を得なければならない。【以上全て修正】
(事業報告及び決算)	(事業報告及び決算)
第15条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受	第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受
けた上で、 <u>会議</u> において承認を得なければならない。	けた上で、 <u>総会</u> において承認を得なければならない。【以上全て修正】
(会計年度)	(会計年度)
第16条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月	第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月
31日に終わる。	31日に終わる。【修正】
2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。	2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(解散)	(解散)

۲	_	
۲		
	I	

第17条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、	第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、
<u>会議</u> の議決を経て解散する。	<u>総会</u> の議決を経て解散する。
2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、会議の議決を経て	2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て
処分する。	処分する。【以上全て修正】
(その他)	(その他)
第18条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事	第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事
項については、会長が定める。	項については、会長が定める。【修正】
附則	附則
1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。	1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかか	
わらず、この会則の施行の日から平成27年3月31日までとする。	
【削除】	
	2 この会則は、平成 年 月 日から施行する。【追加】

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則 (改正案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、平成35年国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

- 第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

- 第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。
 - (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
 - (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に関係のある者
- 2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

- 第5条 準備委員会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

- 第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。
- 2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。 (任期)

- 第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

- 第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

- 第10条 準備委員会に次の会議を置く。
- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 大会の基本構想に関する事項
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
- (6) 準備委員会の解散に関する事項
- (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議 決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。 (常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。
- 3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。
- 4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。
- (1)総会から委任された事項

- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
- (3)総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
- (4) その他委員長が必要と認める事項
- 5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、 これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と 読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を 決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決

(会長の専決)

- 第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、 承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課内 に置く
- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。 (事業計画及び予算)
- 第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(解散)

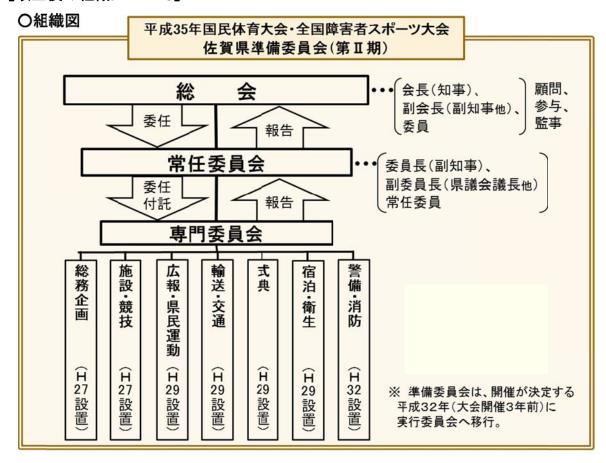
第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散 する。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 (その他)
- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成 年 月 日から施行する。

【改正後の組織について】



〇会議の種類と役割等

∧= ≠ <i>p</i>			
会議名	役割・権限	開催頻度	
総会	・準備委員会の最高機関として運営に係る事項、及び 両大会の開催準備に関する事項を決定し、一部の事項 について常任委員会に委任する。 【役割】・開催方針の決定 ・事業計画、予算の決定 など	年1回 (毎年5月ごろ 開催)	
常任委員会	・総会より委任された準備委員会の運営に係る事項、 及び両大会の開催準備に関する事項を決定する。 ・一部の事項に関して、専門委員会へ付託・委任する。 【委任事項】・各種計画の策定・会場地選定 ・県と市町の業務分担・経費負担 ・競技役員養成・編成 ・式典・宿泊・輸送 など	年 1~2回 (必要に応じて 開催)	
専門委員会	・常任委員会より付託・委任された事項に関して検討し、常任委員会に報告する。 (※ 専門委員のメンバーには、準備委員会委員以外からも選任される。)	必要に応じて 開催	

○各会議のメンバー

〈総会(案)〉…約250名

会長(1名:知事)、 委員(200名程度) うち副会長10名、

顧問(7名:県選出国会議員)、

参与(32名:県議会議員(委員を除く))、 監事(3名)

※委員(案)

県議会関係 / 教育委員会関係 / 市町関係 / 市町議会関係 / 県関係 / 学校関係 / 産業・経済関係 / 警備・消防関係 / スポーツ関係 / 通信・運輸・交通関係 / 医療・福祉関係 / 国の機関等 / 社会・文化・環境関係 / 宿泊・観光・衛生関係

〈常任委員会(案)〉…約40名

委員長(1名:副知事)、 委員(40名)うち副委員長5名

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則 (現行)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会(以下 「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

- 第2条 準備委員会は、平成35年国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。 (事業)
- 第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (7) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (8) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (9) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (10) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

- 第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。
 - (5) 県、市町の代表者及びその他役職員
 - (6) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (7) その他大会開催の準備に関係のある者
- 2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

- 第5条 準備委員会に、次の役員を置く。
- (5) 会長 1名
- (6) 副会長 5名以内
- (7) 監事 3名以内

(役員の選任)

- 第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。
- 2 副会長及び監事は、会議において委員のうちから選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたとき は、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を会議に報告する。 (任期)
- 第8条 会長、委員の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

- 3 会長は、前項の規定により会長、委員の変更があったときは、その内容を次の会議において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び監事の任期について準用する。この場合において、これらの 規定中「委員」とあるのは「副会長及び監事」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選 任された日」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議)

- 第9条 会議は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 2 会議は、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 大会の基本構想に関する事項
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
- (5) 準備委員会の解散に関する事項
- (6) その他準備委員会の運営に関する重要な事項
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議に出席することができない委員は、電子媒体を通じて参加ができるほか、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(書面表決等)

第10条 議決すべき事項について、委員の全員が電子メール又は書面により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

第4章 専決

(会長の専決)

- 第11条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の会議において報告し、 承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第12条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課内 に置く。
- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第13条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。 (事業計画及び予算)
- 第14条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に会議の議決を得な ければならない。

(事業報告及び決算)

第15条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、会議におい

て承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第16条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(解散)

- 第17条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散する。
- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。 (その他)
- 第18条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、この会則の施 行の日から平成27年3月31日までとする。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 委員名簿 [平成27年10月15日現在]

敬称略

		所属・役職	氏名
1	会 長	佐賀県知事	山口 祥義
2	副会長	佐賀県副知事 (公財) 佐賀県体育協会副会長	副島 良彦
3	副会長	佐賀県市長会会長	秀島 敏行
4	副会長	佐賀県町村会会長	末安神之
5	副会長	(一社) 佐賀県障がい者スポーツ協会会長	福田喜一
6	副会長	(公財)佐賀県体育協会副会長	愛野 時興
7		(一社) 佐賀県医師会会長	池田 秀夫
8		(公社)佐賀県看護協会会長	三根 哲子
9	監事	(福)佐賀県社会福祉協議会会長	吉野健二
1 0		(一財) 佐賀県手をつなぐ育成会会長	村岡 洋
1 1		佐賀県精神保健福祉連合会会長	山口 義人
1 2		(一社) 佐賀県身体障害者団体連合会副会長	小椎尾 嘉明
1 3		佐賀県商工会議所連合会会長	井田 出海
1 4		佐賀県商工会連合会会長	飯盛 康登
1 5		(一社) 佐賀県観光連盟副会長	山口 雅久
1 6		(公財)佐賀県体育協会理事長	東島・敏隆
1 7		佐賀県教育委員会教育長	古谷宏
1 8		佐賀県文化・スポーツ部部長	白井 誠
1 9	監事	佐賀県会計管理者	西村 宏之